

## 公益社団法人加賀市シルバー人材センター安全就業基準

### (目的)

第1条 公益社団法人加賀市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる基準を定めることを目的とする。

### (会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

### (安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

### (安全保護具)

第4条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業に合った安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

### (交通災害の防止)

第5条 会員は、就業現場との往復時は、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意しなければならない。

特に、自転車、オートバイにあっては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

### (作業環境の確認)

第6条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、十分であるかどうかを確認してから、作業に従事しなければならない。

### (標識の設置)

第7条 会員は、通行人に対し危険と思われる作業を行なうときは、作業中であることを示す標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

- 第8条 会員は、器具類を使用する場合、正しい取扱い方法により作業すること。
- 2 会員は、就業に使用する器具類について、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

- 第9条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断を進んで受けなければならぬ。
- 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならぬ。

(報告義務)

- 第10条 会員は、就業現場との往復時や就業中にケガをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の会員又は、センターに連絡し、応急の処置をとるようにしなければならない。

(その他)

- 第11条 会員は、この基準に定めるもののほかセンターから指示があった場合は、それに従い作業に従事しなければならない。

(委任)

- 第12条 この基準の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。